

大阪市汚泥処理施設整備運営事業
要求水準書

令和4年4月

大阪市

要求水準書.....	1
第1章 総則.....	2
1-1 一般事項.....	2
1-1-1 事業目的.....	2
1-1-2 事業概要.....	2
1-1-3 本書の位置づけ.....	3
第2章 基本的要件.....	4
2-1 送泥ネットワークの概要.....	4
2-2 立地条件.....	5
§1 舞洲スラッジセンター.....	5
§2 平野下水処理場.....	6
§3 此花下水処理場.....	7
2-3 事業範囲.....	8
2-3-1 本事業の対象範囲.....	8
§1 舞洲スラッジセンター.....	8
§2 平野下水処理場.....	13
2-3-2 業務範囲.....	16
2-4 基本的条件.....	17
2-4-1 事業に伴う履行場所.....	17
2-4-2 事業期間.....	17
2-4-3 交付金.....	18
2-4-4 処理方式.....	18
2-4-4-1 脱水処理方式.....	18
2-4-4-2 脱水分離液処理方式.....	18
2-4-4-3 資源化処理方式.....	18
2-4-5 施設規模.....	19
2-4-6 処理対象汚泥.....	20
2-4-6-1 対象汚泥.....	20
2-4-6-2 汚泥量.....	20
2-4-6-3 汚泥性状.....	21
2-4-7 公害防止基準.....	23
2-4-8 環境対策.....	25
2-4-9 土質条件等.....	26

2-4-10 統括管理業務	26
2-5 遵守すべき関係法令	27
2-5-1 関係法令	27
2-5-2 要綱・各種基準等	28
2-5-3 関連仕様書等	29
第3章 設計及び建設に関する事項	30
3-1 設計及び建設に関する基本的事項	30
3-1-1 設計業務及び建設業務の範囲	30
§1 舞洲スラッジセンター	30
§2 平野下水処理場	30
3-1-2 事前調査	30
3-1-3 設計業務及び建設業務に関する機能的要件	30
3-1-4 設計に関する一般事項	31
3-1-5 建設に関する一般事項	33
3-1-6 取合等に関する条件	36
§1 舞洲スラッジセンター	36
§2 此花下水処理場	41
§3 平野下水処理場	42
3-1-7 撤去に関する条件	47
3-1-7-1 撤去範囲	47
§1 舞洲スラッジセンター	47
§2 此花下水処理場・平野下水処理場	48
3-1-8 建設期間中の引き渡しに関する条件	48
3-2 性能に関する要求水準	49
3-2-1 性能に関する要求水準	49
3-2-1-1 下水処理場への返流水の要求水準	49
§1 舞洲スラッジセンター・此花下水処理場	49
§2 平野下水処理場	50
3-2-1-2 資源化施設性能の要求水準	52
3-2-1-3 下水汚泥の有効利用	52
3-2-1-4 副生成物等の廃棄量抑制	53
3-2-1-5 温室効果ガスの削減	53
3-2-2 施設全般に関する要求水準	54
3-2-3 機械設備に関する要求水準	56
§1 舞洲スラッジセンター	56
§2 平野下水処理場	56

3-2-4	電気設備に関する要求水準	57
§1	舞洲スラッジセンター	57
§2	此花下水処理場	58
§3	平野下水処理場	59
3-2-5	建築物に関する要求水準	60
§1	舞洲スラッジセンター	60
§2	此花下水処理場	61
§3	平野下水処理場	62
3-2-6	土木施設に関する要求水準	63
§1	此花下水処理場	63
§2	平野下水処理場	64
3-3	試運転及び性能試験に関する要求水準	65
3-4	設計・建設業務における事業者によるセルフモニタリングの実施	66
第4章	維持管理・運営に関する事項	67
4-1	維持管理・運営の範囲等	67
4-2	維持管理・運営の体制	67
4-3	維持管理・運営の要求水準	67
4-4	維持管理・運營業務計画の策定	72
4-5	維持管理・運営段階における事業者によるセルフモニタリングの実施	73
第5章	事業者が市に対して行う報告に関する事項	74
5-1	報告事項	74
5-1-1	最終生成物に関する事項	74
5-1-2	汚泥に関する事項	74
5-1-3	脱水ケーキに関する事項	74
5-1-4	再生水に関する事項	74
5-1-5	脱水分離液に関する事項	75
5-1-6	排水に関する事項	75
5-1-7	上水に関する事項	75
5-1-8	工業用水に関する事項	75
5-1-9	電力使用量に関する事項	75
5-1-10	燃料に関する事項	75
5-1-11	薬品使用量に関する事項	75
5-1-12	点検・補修に関する事項	75
5-1-13	環境項目に関する事項	76
5-1-14	故障・事故報告に関する事項	76
5-1-15	財務に関する事項	76

5-1-1 6 その他.....	76
第6章 その他.....	77
6-1 用語の定義.....	77

要求水準書

第1章 総則

1-1 一般事項

1-1-1 事業目的

大阪市（以下「市」という。）では、12か所の下水処理場で発生した汚泥を消化し、送泥ネットワークを通じて舞洲スラッジセンターと平野下水処理場の2拠点へ送泥し、集中処理を行っている。

現在は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥溶融炉※¹と平野下水処理場に設置している汚泥溶融炉※²及び汚泥炭化炉※³で汚泥を処理しているが、そのうち汚泥溶融炉は老朽化による維持管理費の増加が課題となっており、改築が必要となっている。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）は、舞洲スラッジセンターの汚泥処理施設（此花下水処理場に設置している付帯設備※⁴の改築を含む）と平野下水処理場の汚泥処理施設の改築及び運転管理、保守管理、修繕、有効利用（運搬含む）等（以下、「維持管理・運営」という。）を一体的に行うことで、スケールメリットを活かした長期的かつ安定的な汚泥処理を実現し、環境にも配慮しながら、下水道事業の継続性を確保するとともに、事業にかかるライフサイクルコストの最適化を図ることを目的とする。事業の実施にあたっては、事業者には施設の形式や規模・台数など自由度を持った提案を求め、創意工夫や経験、ノウハウを活用することで、より効率的・経済的で有効性のある事業となることにも期待するものである。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という。）に基づき実施するものである。なお、資金は市が調達する。

※¹、※² 現在の運営は、公設公営で実施中であり、本事業の改築対象である。

※³ PFI法に基づいた事業で実施中であり、本事業の対象外である。

※⁴ 付帯設備とは、再生水送水ポンプ設備及びこれに必要な設備を示す。

1-1-2 事業概要

本事業は、舞洲スラッジセンターと平野下水処理場の汚泥処理施設の改築、維持管理・運営を実施するものとする。事業方式は、PFI法に基づき実施するものである。

市が調達する資金で当該施設の改築を行った後、所有権を市へ移転した上で事業期間にわたり維持管理・運営を実施する、BTO（Build Transfer Operate）事業として行うものである。

なお、事業者は、本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、管理運営するものとする。SPCの本店所在地は、本事業用地外の大阪市内とし、事業期間中は大阪市外に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、市に対し、事前に通知するものとする。

1-1-3 本書の位置づけ

本要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、市が発注する大阪市汚泥処理施設整備運営事業における汚泥処理施設等の設計・建設業務、その後における維持管理・運営業務に関して、市が要求する水準を示すものであり、入札説明書等と一体のものとして位置づける。

第2章 基本的要件

2-1 送泥ネットワークの概要

大阪市の各下水処理場と舞洲スラッジセンターの位置関係及び送泥ネットワークの送受泥関係を図 2-1 にまとめて示した。

平野下水処理場では、内陸部の4下水処理場（今福、放出、中浜、平野）の汚泥を主に処理しており、舞洲スラッジセンターでは、沿岸部の8下水処理場（十八条、海老江、大野、此花、市岡、千島、住之江、津守）の汚泥を主に処理している。また、汚泥熔融炉・汚泥炭化炉の定期修繕時などには、津守⇄住之江⇄平野の間で送受泥を行うことで、内陸部と沿岸部の汚泥融通が可能となっている。



図 2-1 下水処理場と送泥ネットワークの位置関係図

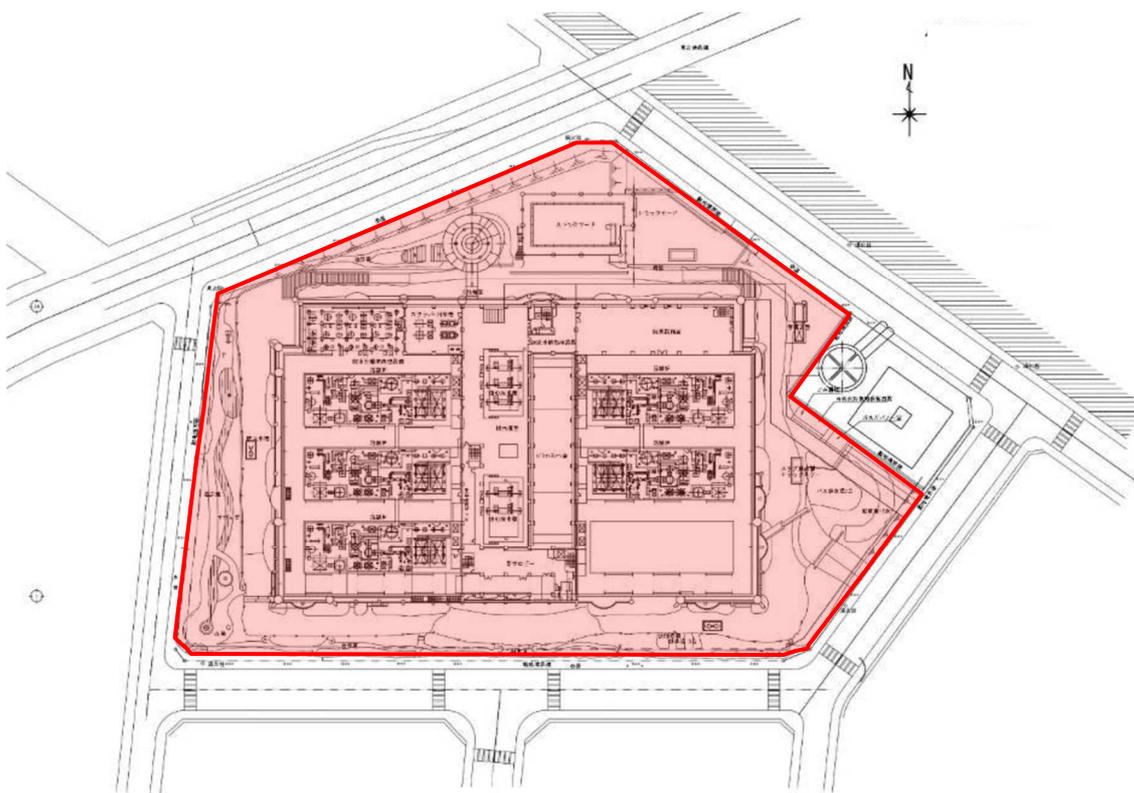
2-2 立地条件

本事業における対象施設の立地条件は、次のとおりである。

§1 舞洲スラッジセンター

表 2-1 対象施設の立地条件

	用地
所在地	大阪市此花区北港白津2丁目2-7 「舞洲スラッジセンター敷地内」
用途地域	準工業地域（建ぺい率60%、容積率300%）
防火地域	準防火地域
対象用地面積	33,900 m ²
建築面積	約17,000 m ² 延床面積：約40,000 m ² 地上6階、地下1階



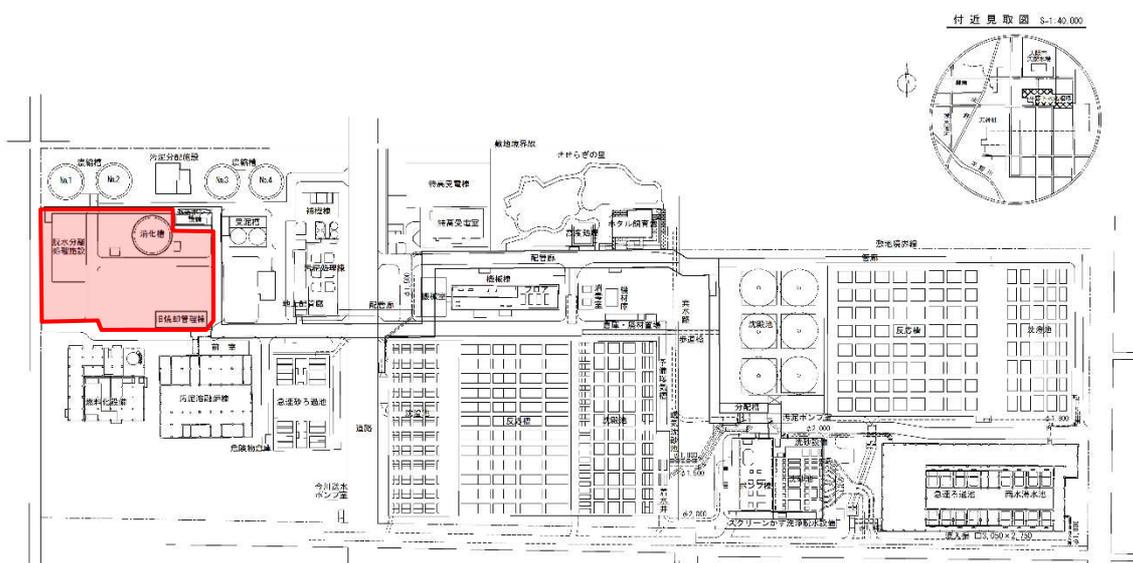
※一部敷地外の地下管廊内の関連施設を含む

図 2-2 事業用地（舞洲スラッジセンター）

§ 2 平野下水処理場

表 2-2 対象施設の立地条件

	用地
所在地	大阪市平野区加美北 2 丁目 6-69 「平野下水処理場敷地内」
用途地域	準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
防火地域	準防火地域
事業用地面積	約 6,270 m ² 概略寸法：約 66m×約 95m 脱水分離液処理施設（アナモックス）、場内道路を含む



※用地内の未利用の既設建造物（旧消化槽等）を撤去し、本事業の施設用地として利用しても良い。

図 2-3 事業用地(平野下水処理場)

§ 3 此花下水処理場

表 2-3 対象施設の立地条件

	用地
所在地	大阪市此花区西島5丁目10-62 「此花下水処理場敷地内」
用途地域	準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）
防火地域	準防火地域
事業用地面積	候補地①（旧汚泥処理棟跡地） 約1,600 m ² 約43m×約38m 候補地②（既存第1最初沈殿池） 約1,200 m ² 約40m×約30m 脱水分離液処理施設を此花下水処理場に設置する場合は、 候補地①を事業用地とし、必要なら候補地②も合わせて事 業用地とすることも可能とする。

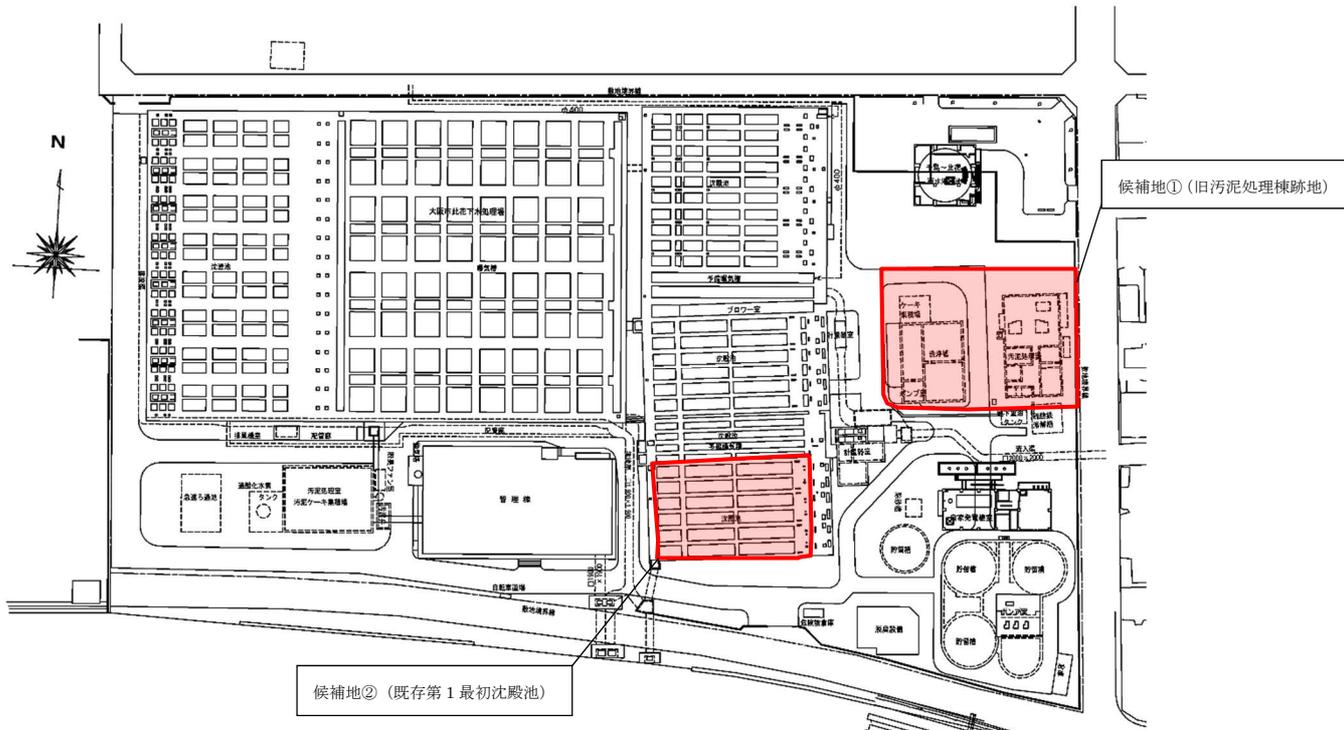


図 2-4 事業用地（此花下水処理場）

2-3 事業範囲

2-3-1 本事業の対象範囲

§1 舞洲スラッジセンター

本事業における舞洲スラッジセンター及び此花下水処理場における設計・建設と維持管理・運営の対象施設範囲を表 2-4、表 2-5 示し、本事業の対象範囲における施設フロー・規模・配置・構成等は、事業者の提案によるものとする。

舞洲スラッジセンターは、敷地内の全ての施設を対象とするが、既存建屋（外観及びエントランスホール）や外壁など別紙「取合位置図、建築物改修制限範囲」に示す施設は、そのまま活用するものとする。

脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンター内への設置提案を評価の対象とするが、それによりがたい場合は、此花下水処理場への設置提案も可能とする。その場合は、舞洲スラッジセンターからの返流水の受水設備と場内地上部以降の配管も対象に含める。

此花下水処理場は、本事業により改築が必要となる舞洲スラッジセンターへの再生水の送水設備と此花下水処理場急速ろ過池ポンプ室内の接続配管を対象とする。

参考として既設の施設フローに基づく対象範囲を図 2-5、図 2-6 に示す。

(1) 今回事業の主な対象施設

- ア 受電・送配電設備
- イ 消化汚泥の受入れ、脱水・資源化処理を行い、最終生成物を貯留・搬出するために必要となる機械設備、電気設備、土木・建築施設
- ウ 脱水分離液を処理するために必要となる機械設備、電気設備、土木・建築施設
- エ 公害防止基準・環境対策等を達成するために必要となる機械設備及び電気設備
- オ 上水、再生水、工業用水の引き込み・利用に必要な機械設備、電気設備
- カ プラント排水、下水、雨水の排水施設（必要な除害設備含む）
- キ 舞洲スラッジセンターの既存土木施設、建築施設、及び付帯する建築機械、建築電気設備
- ク 此花下水処理場の既存機械設備、電気設備の改築（必要に応じて）
- ケ 本事業施設周辺の外構整備（管理用道路、雨水排水溝、緑地帯 等）
- コ 舞洲スラッジセンターにおいて、別紙「舞洲スラッジセンター撤去対象機器リスト」に示す本事業実施により不要となる全ての機械・電気設備の撤去
- サ 此花下水処理場において、施設建設に支障となる既存施設の撤去
- シ 運転管理に必要な監視制御設備

表 2-4 設計・建設と維持管理・運営の対象施設（事業者が行うもの：○）

本事業の範囲（舞洲）

対象施設・設備		建設業務		維持管理業務			備考
		設計	建設	運転管理	保守管理	修繕	
機械設備	受泥施設（舞洲）						
	1 消化汚泥受泥設備	○	○	○	○	○	注1)
	汚泥脱水施設						
	2 汚泥供給設備	○	○	○	○	○	
	3 汚泥脱水設備	○	○	○	○	○	
	4 薬液注入設備	○	○	○	○	○	
	脱水分離液処理施設						
	5 分離液貯留・送水設備	○	○	○	○	○	
	6 脱水分離液処理設備	○	○	○	○	○	注2)
	7 返流水送水設備	○	○	○	○	○	
	8 返流水配管設備（場内）	○	○	○	○	○	注3)
	汚泥資源化施設						
	9 脱水ケーキ貯留・供給設備	○	○	○	○	○	
	10 資源化炉	○	○	○	○	○	
	11 資源化炉付帯設備	○	○	○	○	○	
	12 最終生成物貯留搬出設備	○	○	○	○	○	
	13 排ガス処理設備	○	○	○	○	○	
	14 排煙設備	○	○	○	○	○	
	15 脱臭設備	○	○	○	○	○	
16 薬品設備	○	○	○	○	○		
17 用水・排水設備	○	○	○	○	○		
18 一般排水系返流水設備	○	○	○	○	○		
19 配管設備	○	○	○	○	○		
電気設備	1 受変電設備	○	○	○	○	○	注4)
	2 特殊電源設備	○	○	○	○	○	
	3 非常用自家発電設備	○	○	○	○	○	注5)
	4 運転操作設備	○	○	○	○	○	
	5 計装設備	○	○	○	○	○	
	6 監視制御設備	○	○	○	○	○	
	7 配線等	○	○	○	○	○	
建築施設	建築施設（既設）						注6)
	1 躯体	-	-	-	○	○	
	2 屋上防水	-	-	-	○	○	
	3 外壁外装	-	-	-	○	-	
	4 内装	-	-	-	○	○	
	5 建具	-	-	-	○	○	
	建築機械・電気設備						注7)
	6 空調・換気設備	○	○	○	○	○	注8)
	7 給排水・衛生設備	○	○	○	○	○	注8)
	8 消火設備	○	○	○	○	○	
	9 建築動力設備	○	○	○	○	○	
	10 照明設備	○	○	○	○	○	
11 監視・通信設備	○	○	○	○	○		
12 消防設備	○	○	○	○	○		
土木施設	場内整備（既設）						
	1 場内道路	-	-	-	○	○	
	2 雨水排水施設	-	-	-	○	○	
	3 外構・囲障	-	-	-	○	○	
4 植栽	-	-	-	○	○		
撤去工	1 既設汚泥処理設備	○	○	-	-	-	

注1) 敷地内の受泥配管を含む。

注2) 舞洲スラッジセンター内または此花処理場内に設置する。

注3) 脱水分離液処理水は此花処理場の長SRT処理施設の分配槽へ送水する。

脱水分離液処理施設を此花処理場内に設置する場合は、次ページ「本事業の範囲（此花）」を参照。

脱水分離液処理施設を舞洲SC内に設置する場合は、舞洲・此花間既設の場外配管に接続する。

注4) 本事業範囲の電力は、事業者による単独引き込みとする。

注5) 非常時に炉等の安全停止に必要な負荷を必須とする。

注6) 建築物本体は既設を維持することとし、建屋内建具等は、必要に応じて修繕を行う。

注7) 建築機械・電気設備は、別紙に示す範囲を本事業で改築を行う。

注8) 環境局舞洲工場までの配管廊内換気設備及び排水ポンプ設備の維持管理を含む。

※本表は既設施設に基づく対象施設を示しているが、対象施設・施設は事業者の提案によるものとする。

表 2-5 設計・建設と維持管理・運営の対象施設（事業者が行うもの：○）

本事業の範囲（此花）

対象施設・設備		建設業務		維持管理業務			備考
		設計	建設	運転管理	保守管理	修繕	
機械設備	再生水送水施設						
	1 再生水送水設備	○	○	-	-	-	
	脱水分離液処理施設						
	2 分離液貯留・送水設備	○	○	○	○	○	注1)
	3 脱水分離液前処理設備	○	○	○	○	○	注1)
	4 脱水分離液処理設備	○	○	○	○	○	注1)
	5 返流水配管設備(場内)	○	○	○	○	○	注2)
6 用水・排水設備	○	○	○	○	○	注2)	
7 配管設備	○	○	○	○	○	注2)	
電気設備	1 受変電設備	○	○	○	○	○	注3)
	2 特殊電源設備	○	○	○	○	○	注4)
	3 非常用自家発電設備	○	○	○	○	○	注4)
	4 運転操作設備	○	○	○	○	○	注4)
	5 計装設備	○	○	○	○	○	注4)
	6 監視制御設備	○	○	○	○	○	注4)
	7 配線等	○	○	○	○	○	注4)
建築施設	建築施設(脱水分離液処理施設)						注4)
	1 躯体	○	○	-	○	○	
	2 屋上防水	○	○	-	○	○	
	3 外壁外装	○	○	-	○	○	
	4 内装	○	○	-	○	○	
	5 建具	○	○	-	○	○	
	建築機械・電気設備						注4)
	6 空調・換気設備	○	○	○	○	○	
	7 給排水・衛生設備	○	○	○	○	○	
	8 消火設備	○	○	○	○	○	
	9 建築動力設備	○	○	○	○	○	
	10 照明設備	○	○	○	○	○	
11 監視・通信設備	○	○	○	○	○		
12 消防設備	○	○	○	○	○		
土木施設	1 水槽等(脱水分離液処理設備)	○	○	-	○	○	注4)
土木施設	場内整備(既設)						注4)
	1 場内道路	○	○	-	○	○	
	2 雨水排水施設	○	○	-	○	○	
	3 外構・囲障	○	○	-	○	○	
	4 植栽	○	○	-	○	○	
撤去工	(今回対象施設の建設に支障となる場合に施工する)						
	1 既設汚泥処理設備	○	○	-	-	-	注5)
	2 残存物(杭、構造物)撤去工	○	○	-	-	-	注5)

注1) 舞洲スラッジセンター内または此花処理場内に設置する。

注2) 脱水分離液処理水は此花処理場の長SRT処理施設の分配槽へ送水する。

脱水分離液処理施設を此花処理場内に設置する場合は、此花下水処理場の場内配管を含む。

脱水分離液処理施設を舞洲SC内に設置する場合は、舞洲・此花間既設の場外配管に接続する。

注3) 此花下水処理場に脱水分離液処理設備を設置する場合のみ。

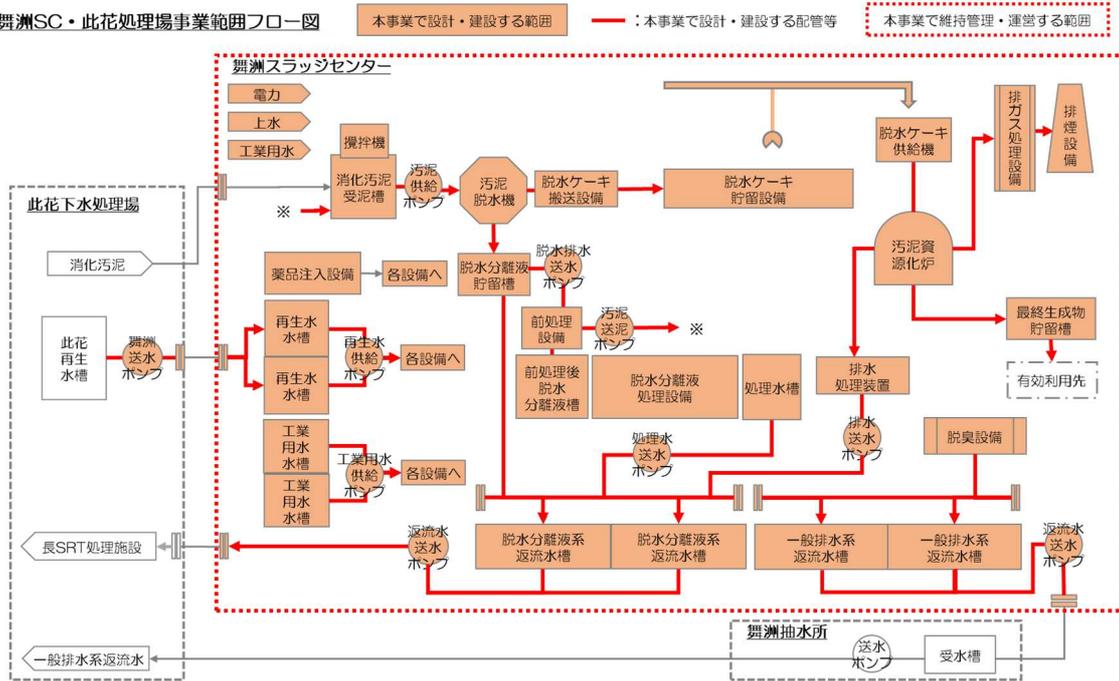
本事業範囲の電力は、事業者による単独引き込みとする。

注4) 此花下水処理場に脱水分離液処理設備を建設する場合のみ。

注5) 脱水分離液処理施設を此花処理場内に設置する場合、施設建設に支障となる既設施設を撤去する。

※本表は既設施設に基づく対象施設を示しているが、対象施設・施設は事業者の提案によるものとする。

舞洲SC・此花処理場事業範囲フロー図



舞洲SC・此花処理場事業範囲フロー図

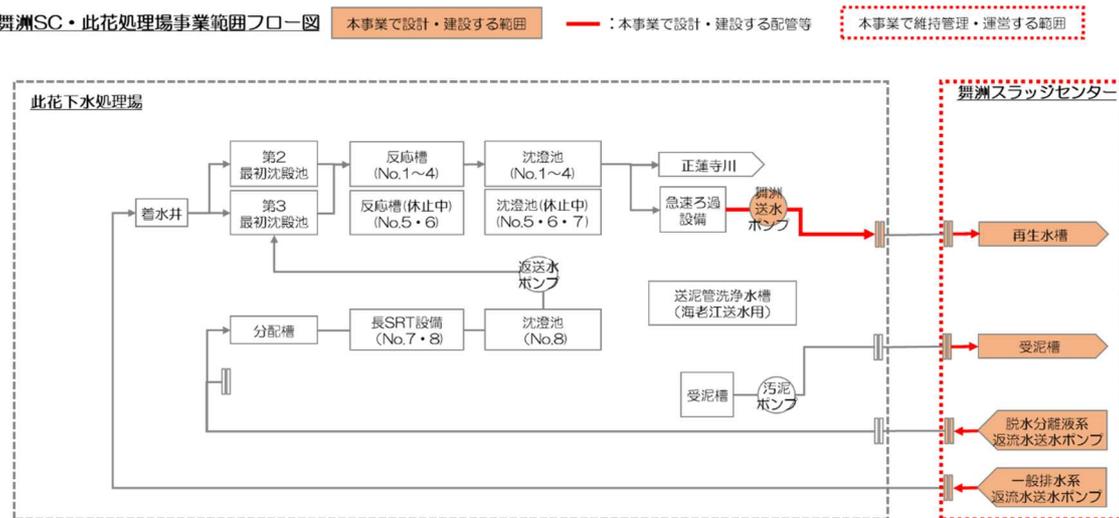
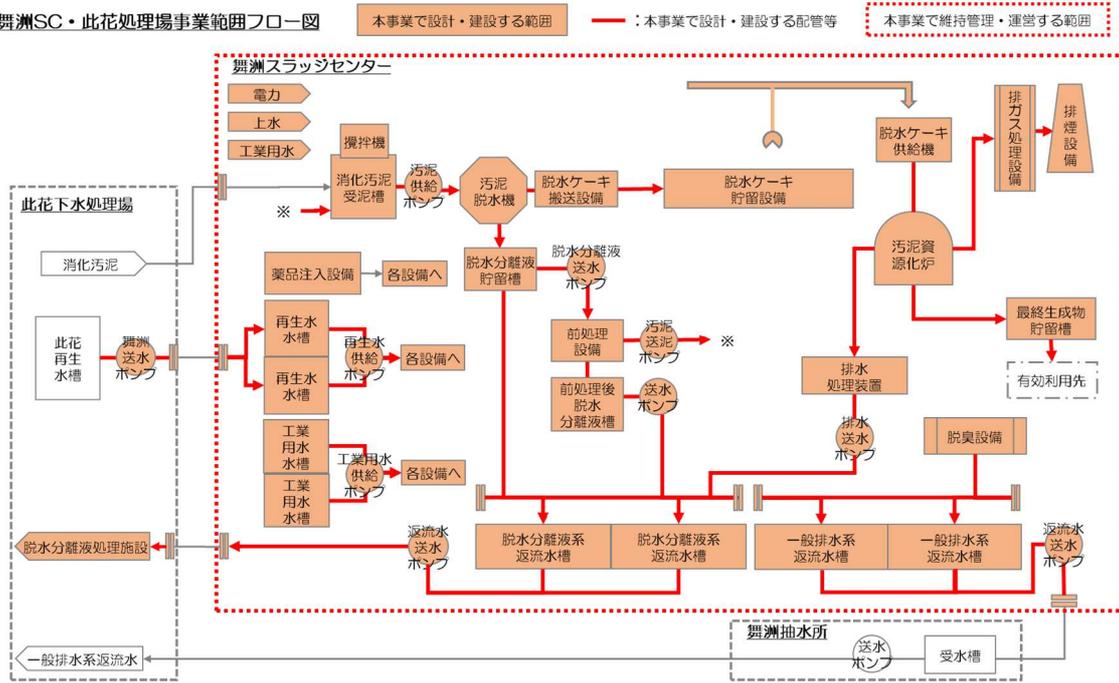


図 2-5 舞洲スラッジセンターにおける本事業の対象範囲
(脱水分離液処理施設を舞洲スラッジセンターに設置した場合)

舞洲SC・此花処理場事業範囲フロー図



舞洲SC・此花処理場事業範囲フロー図

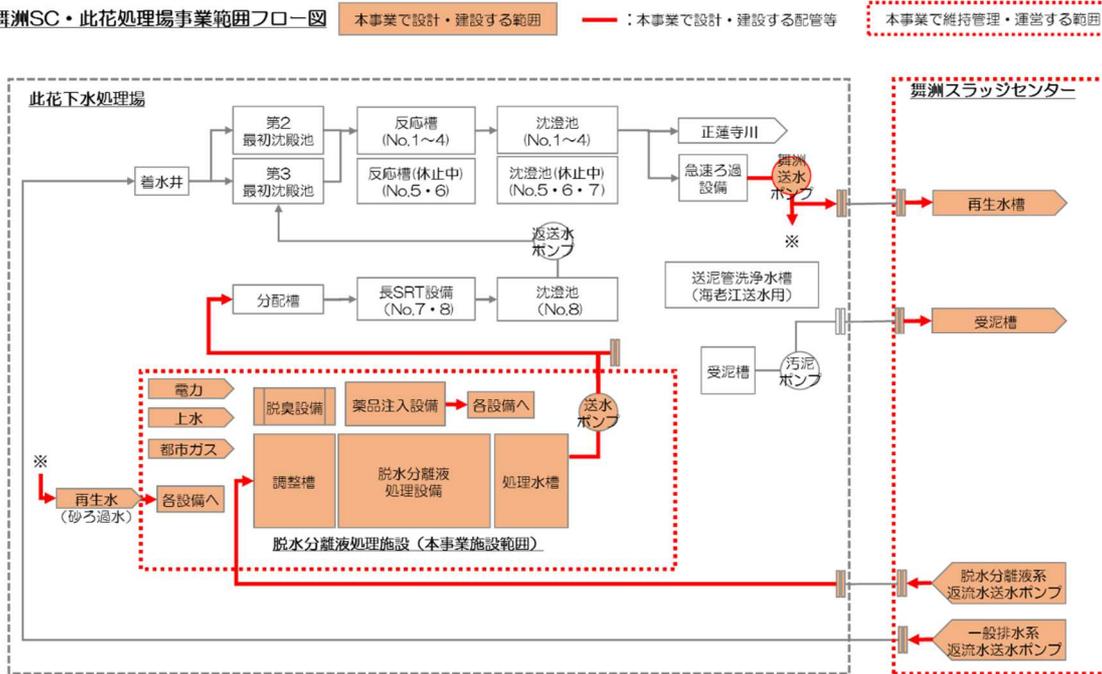


図 2-6 舞洲スラッジセンターにおける本事業の対象範囲
(脱水分離液処理施設を此花下水処理場に設置した場合)

§2 平野下水処理場

本事業における平野下水処理場における設計・建設と維持管理・運営の対象施設範囲を表 2-6 に示し、本事業の対象範囲における施設フロー・規模・配置・構成等は、事業者の提案によるものとする。

対象施設は、脱水機施設、汚泥資源化施設、脱水分離液処理施設*を対象とし、別途契約されている「大阪市平野下水処理場汚泥固形燃料化事業」（以下、「固形燃料化事業」という。）部分は本事業には含まれない。

参考として既設の施設フローに基づく対象範囲を図 2-7 に示す。

(1) 今回事業の主な対象施設

- ア 受電・送配電施設（返流水処理施設への送配電も含む）
- イ 消化汚泥の受入れ、脱水・資源化処理を行い、最終生成物を貯留・搬出するために必要となる機械設備、電気設備、土木・建築施設
- ウ 汚泥炭化炉施設への脱水汚泥の供給に必要な機械設備、電気設備
- エ 公害防止基準・環境対策等を達成するために必要となる機械設備及び電気設備
- オ 脱水機施設、汚泥資源化炉施設を設置するための建築物又は工作物等及び建築設備
- カ 上水、再生水の引き込みに必要となる機械設備、電気設備
- キ プラント排水、下水、雨水の排水施設（必要な除害設備含む）
- ク 脱水分離液処理施設の既存土木建築施設及び付帯する機械設備、電気設備
- ケ 本事業施設周辺の外構整備（管理用道路、雨水排水溝、緑地帯 等）
- コ 施設建設にあたり支障となる既存施設の撤去（既設汚泥脱水施設及び既設汚泥溶融炉施設の撤去は含まない）
- サ 運転管理に必要な監視制御設備

表 2-6 設計・建設と維持管理・運営の対象施設（事業者が行うもの：○）

本事業の範囲（平野）

対象施設・設備		建設業務		維持管理業務			備考
		設計	建設	運転管理	保守管理	修繕	
機械設備	場内送泥施設						
	1 送泥・汚泥供給ポンプ設備	○	○	-	-	-	
	2 場内送泥配管	○	○	-	-	-	注1)
	汚泥脱水施設						
	3 消化汚泥受入設備	○	○	○	○	○	
	4 汚泥供給ポンプ設備	○	○	○	○	○	
	5 汚泥脱水設備	○	○	○	○	○	
	6 脱水汚泥貯留設備	○	○	○	○	○	
	7 薬品注入設備	○	○	○	○	○	
	8 分離液貯留・送水設備	○	○	○	○	○	
	9 配管設備	○	○	○	○	○	
	脱水分離液処理施設						
	10 脱水分離液処理設備	-	-	○	○	○	注2)
	11 配管設備	○	○	○	○	○	
	汚泥資源化施設						
	12 脱水ケーキ貯留・供給設備	○	○	○	○	○	
	13 資源化炉	○	○	○	○	○	
	14 資源化炉付帯設備	○	○	○	○	○	
	15 最終生成物貯留搬出設備	○	○	○	○	○	
	16 排ガス処理設備	○	○	○	○	○	
	17 排煙設備	○	○	○	○	○	注3)
18 脱臭設備	○	○	○	○	○		
19 薬品注入設備	○	○	○	○	○		
20 用水・排水設備	○	○	○	○	○		
21 配管設備	○	○	○	○	○		
電気設備	1 受変電設備	○	○	○	○	○	注4)
	2 特殊電源設備	○	○	○	○	○	
	3 非常用自家発電設備	○	○	○	○	○	注5)
	4 運転操作設備	○	○	○	○	○	
	5 計装設備	○	○	○	○	○	
	6 監視制御設備	○	○	○	○	○	
	7 配線等	○	○	○	○	○	
建築施設	建築施設（脱水機棟、資源化施設棟、脱水分離液処理施設）						注6)
	1 躯体	○	○	-	○	○	
	2 屋上防水	○	○	-	○	○	
	3 外壁外装	○	○	-	○	○	
	4 内装	○	○	-	○	○	
	5 建具	○	○	-	○	○	
	建築機械・電気設備						
	6 空調・換気設備	○	○	○	○	○	
	7 給排水・衛生設備	○	○	○	○	○	
	8 消火設備	○	○	○	○	○	
	9 建築動力設備	○	○	○	○	○	
	10 照明設備	○	○	○	○	○	
11 監視・通信設備	○	○	○	○	○		
12 消防設備	○	○	○	○	○		
土木施設	1 連絡管廊	○	○	-	○	○	
	場内整備						
	2 場内道路	○	○	-	○	○	
	3 雨水排水施設	○	○	-	○	○	
	4 外構・囲障	○	○	-	○	○	
5 植栽	○	○	-	○	○		
撤去工	（今回対象施設の建設に支障となる場合に施工する）						
	1 既設貯留槽（旧消化槽）撤去	○	○	-	-	-	
2 残存物（杭、構造物）撤去工	○	○	-	-	-		

注1) 既設消化汚泥管を延長する。

注2) 既設アナモックス設備の維持管理を行う。

分離液及び処理水は平野処理場内の既存送水管にも接続する。（本事業用地外配管を含む）

注3) 煙突は本設備専用で設置する。

注4) 本事業範囲の電力は、事業者による単独引き込みとする。

注5) 非常時に炉等の安全停止に必要な負荷を対象とする。

注6) 脱水機棟と資源化施設棟は、合棟か分棟かは提案による。

脱水分離液処理施設は、既設建築施設流用のため、設計・建設は事業者範囲に含まない。

※既存アナモックス処理設備を利用するものとし、事業期間における維持管理・運営のみ対象とする

※本表は既設施設に基づく対象施設を示しているが、対象施設・施設は事業者の提案によるものとする。

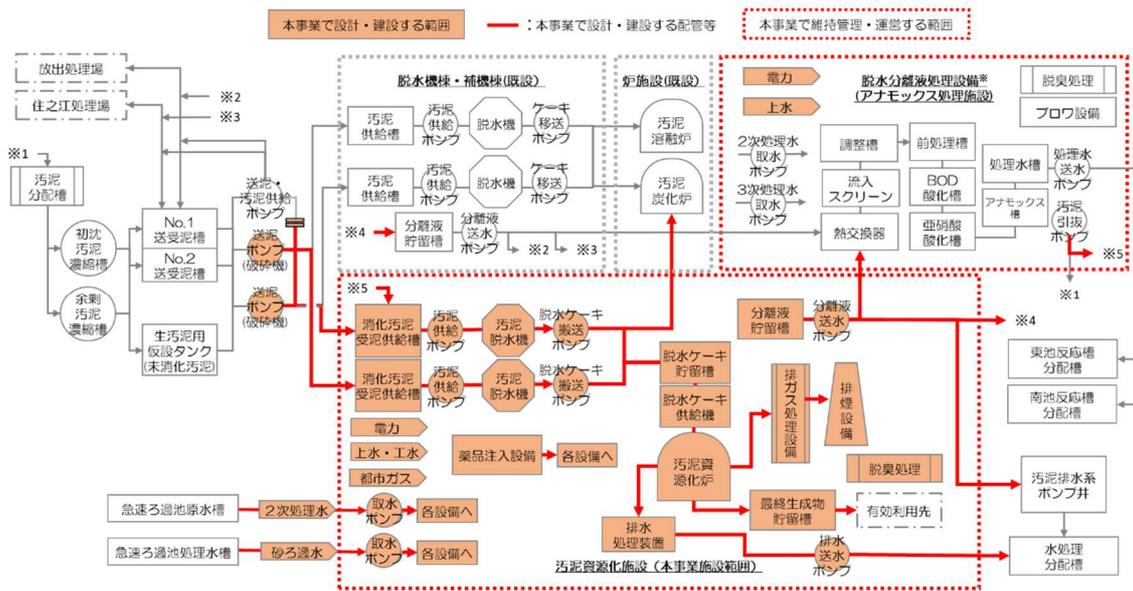


図 2-7 平野下水処理場における本事業の対象範囲